# 公共事業の事業評価書

(国営土地改良事業等の事前評価)

平成18年8月

農林水產省

## 1 評価の対象とした政策

平成19年度新規着工を要求する国営事業、機構営事業地区を対象として、事業評価(事前評価)を実施した。

事 業 名	事前評価実施地区数
国営かんがい排水事業	7
国営農地再編整備事業	1
国営総合農地防災事業	3
独立行政法人緑資源機構営事業	1
合 計	1 2

なお、具体の地区名は以下のとおりである。

# (国営かんがい排水事業)

### (国営農地再編整備事業)

真狩(北海道)

### (国営総合農地防災事業)

新濃尾(二期)(岐阜県・愛知県) とうま(北海道) サロベツ(北海道)

### (独立行政法人緑資源機構営事業)

特定中山間保全整備事業

おおちせいふ

邑智西部(島根県)

### 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

本評価は、国営事業については農村振興局において、緑資源機構営事業については農村振興 局及び林野庁において、平成18年4月から8月までの間に実施した。

各事業地区ごとの評価担当部局は、地区別評価結果(別添1)に示すとおりである。

#### 3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性などの観点から総合的に評価を行った。

各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果(別添1)に添付しているチェックリスト 及びチェックリスト判定基準表(参考資料1)に示すとおりである。

## 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、事業特性に応じた費用対効果分析を行うことにより定量的に測定するとともに、事業の必要性、技術的可能性、達成目標、実施体制等の観点から総合的に把握した。その結果は、地区別評価結果(別添1)に示すとおりである。

#### 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会において、評価の 手法について意見を聴取している。今後も、評価手法の充実を図るために、適時に同小委員会 に説明を行う。

なお、同小委員会にて、聴取した意見の概要は以下のとおりである。

・ 事業評価については、着実に推進するとともに、今後も適時に同本委員会に説明し、充 実を図られたい。

また、委員構成は、別添2のとおりである。

# 6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果(別添1)である。地区別評価結果は、農林水産本省のほか、各地方農政局においても公表する。また、本評価に関する問い合わせ先(事業主管課)は別添3に示すとおりである。

また、本評価に関する説明資料を農林水産省のホームページに掲載している。なお、それぞれの事業計画は土地改良法令等に基づく手続を経て確定される。

#### 7 評価の結果

本評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令等や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。